

「出産・子育て応援給付金」について

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠・出産・育児等に関する相談支援（保健師による面談、アンケートの実施）を充実させるとともに、経済的支援（給付金）を一体的に行います。

【給付内容】

① 出産応援給付金（妊娠時に5万円を給付）

- 対象者 令和4年4月以降に妊娠届を提出した(する)妊婦の方

※令和4年4月以降に出産した産婦の方は、妊娠届の提出が令和4年4月以前でも対象になります。
 ※妊娠届出後に流産等で出産に至らなかった場合も支給されます。

- 申請方法 妊娠届出時(母子手帳交付時)に申請書をお渡します。申請にあわせて、面談およびアンケートの提出にご協力いただきます。



② 子育て応援給付金（出産後に5万円を給付 ※多胎児(双子)の場合は10万円）

- 対象者 令和4年4月以降に出生した(する)乳児を養育する方

※原則、乳児と同居する母または父
 ※出生後、面談までに乳児が死亡した場合も支給されます。その際、面談は不要です。

- 申請方法 赤ちゃん訪問(出産からおおむね2か月後にご自宅を訪問)の際に申請書をお渡します。ご自宅での面談とアンケートにご協力いただきます。



※面談が難しい場合は、電話にて聞き取りを行います。その際、申請書およびアンケートは郵送いたします。

事業イメージ

相談支援

母子手帳交付

保健師による面談とアンケートを行います。出産への見通しを立てましょう。

妊婦訪問

保健師が自宅を訪問し面談とアンケートを行います。産後の手続き等を確認しましょう。

赤ちゃん訪問

保健師が自宅を訪問し面談とアンケートを行います。お母さんの体調や赤ちゃんの様子を伺います。

妊娠届出時



妊娠8か月頃



出産後



経済支援

出産応援給付金

妊娠時に**5万円**を給付します。母子手帳交付の際に申請書をお渡します。

※どちらの給付金も面談とアンケートへの回答が条件となります。

子育て応援給付金

出産後に**5万円**を給付します。赤ちゃん訪問の際に申請書をお渡します。

【経過措置対象者への給付(令和4年4月1日～令和5年2月28日に妊娠届を提出・出産された方)】

対象者には、妊娠届の提出日や出産日に応じて、下記の方法により申請書を交付します。

妊娠届提出日	出産日 (乳児の生年月日)	出産応援給付金	子育て応援給付金
—	令和4年4月1日～ 令和5年2月28日	令和5年3月上旬頃に申請書を郵送します (一括で10万円を給付します)	
令和4年4月1日～ 令和5年2月28日	令和5年3月以降	令和5年3月上旬頃に 申請書を郵送します	赤ちゃん訪問の際に 申請書をお渡しします
令和5年3月以降	令和5年3月以降	妊娠届を提出いただく際に 申請書をお渡しします	赤ちゃん訪問の際に 申請書をお渡しします

【原発事故による避難のため、居住する市町村に住民票がない方】

- 福島県内に避難されている方…大熊町に申請していただきます。
- 福島県外に避難されている方…避難先の市町村で面談を実施し、給付金を受け取ることができます。自治体によっては現住所を確認できる書類(賃貸借契約書、公共料金の請求書等)の確認を求められる場合があります。詳しくは避難先の市町村にお問い合わせください。

※複数の市町村から二重に給付金を受け取ることはできません。支給状況について避難先自治体に確認させていただく場合があります。

※大熊町では現金による給付を行いますが、クーポン等による給付を行う市町村もあります。

【よくあるご質問】

■ 妊娠届出後に転居した(する)場合、出産応援給付金はどうなりますか？

令和4年4～12月に妊娠届を提出した場合は、妊娠届提出時の住所地ではなく、申請日時点の住所地の市町村で妊娠時の給付を受けられます。

令和5年1月以降に妊娠届を提出し、面談後すぐに転居した場合は、申請者の希望に応じて、転出前か転入先のどちらかで妊娠時の給付を受けられます。

■ 出産後に転居した(する)場合、出産・子育て応援給付金はどうなりますか？

令和4年4～12月に出産した場合は、出産時の住所地ではなく、申請日時点の住所地の市町村で妊娠時と出産後の両方の給付を受けられます。

令和5年1月以降に出産し、面談を受ける前に転居する場合は、転入先で面談を受けることによって、出産後の給付を受けられます。面談後すぐに転居した場合は、申請者の希望に応じて、転出前か転入先のどちらかで出産後の給付を受けられます。

【お問合せ先】

- 出産応援給付金について
- 妊娠、出産、育児等に関するご相談

大熊町役場 保健福祉課 保健衛生係
TEL:0240-23-7419 FAX:0240-23-7847

- 子育て応援給付金について
- こどもの医療費、児童手当に関するご相談

大熊町役場 教育総務課 幼児教育係
TEL:0240-23-7197 FAX:0240-23-7846